

建物の安全確保と共同責任

すがや
菅家

いさお
功

自治労・企画局長

姉齒建築設計事務所による構造計算偽装事件が発覚して以降、連日のようにマスメディアによる報道が続いている。マンションを購入した人たち、そして周辺住民の安全の確保についての国と自治体の早急かつ的確な対応は当然、求められるとしても、メディアの関心が事件の「犯人さがし」に終始している感は否めない。この点は、国会による参考人招致と証人喚問においても同様であった。もちろん、姉齒建築士による耐震強度の偽装という犯罪が行われた事実経過を明らかにし、これに関係したすべての当事者の処罰が厳正に実行されなくてはならないのは当然であるが、この事件を生み出した構造そのものを究明し、再発を防止するための処方箋を作り上げていくことがより重要である。

その点で、昨年末の12月21日に行われた「耐震強度偽装問題の法構造と実態を考える検討会」は、そうした試みの一つであり時宜にかなったものとして評価できる。この検討会は、地方自治総合研究所と関東圏の各県自治研センターの共催により「建物の安全と行政責任」を真正面に据えて行われた。筆者は建築基準法や行政法学の専門家ではないので、この検討会のまとめについては後日明らかにされるであろう「報告書」に委ねざるを得ないのだが、この検討会においては民間の指定確認検査機関（今回の事件ではイーホームズなど）の法的位置付けの問題が大きな論点の一つとされた。つまり、1999年5月施行の改正建築基準法で制度化され

て間もない指定確認検査機関とは、行政機関の一部なのかあるいは行政機関とは別の機関なのかという問題である。この論点について学説は二分されているようであるが、実は2005年6月の最高裁と11月の横浜地裁で注目すべき判断が示されているのである。すなわち、そもそも建築確認（建物の建築が建築基準関係法規に適合するものであることを確認する事務）は行政処分であり、住民の福祉の増進をはかる役割を担う地方自治体の責務であることに由来していること、指定確認検査機関の確認事務も地方自治体の事務であり、その責務は当該市町村に帰属するというものであった。従って、指定確認検査機関の建築確認において故意または過失があった場合は、当該市町村は国家賠償法上の責任主体としての位置に立つとされた（判決そのものは賠償責任を命じたものではない）。

マスコミや政治家による論調では、建築基準法の罰則強化や国家資格たる建築士への再教育と資格更新制の導入などが語られてはいるが、今回の事件を通じて明らかになった建物の安全を確保する仕組みそのものの機能不全については多くは語られていない。この建築確認にかかわる自治体の人材の育成・確保、指定と資格など公的保証のあり方、民間市場の信頼性確保など、競争至上主義を排して建物に関わるすべての当事者の共同責任（ガバナンス）を構築することが求められている。